

# (仮称)西東京市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の概要について

## 1 制定の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」といいます。）の施行により、平成 27 年 10 月からマイナンバー制度が開始されました。

個人番号については、番号法の規定により、その利用範囲が定められていますが、以下の項目については、地方公共団体が条例で定める必要があるため、条例を制定するものです。

### (1) 庁内連携

番号法別表に定める事務のうち、庁内の複数の事務との間で特定個人情報の照会・提供を行う場合には、条例で規定する必要があります。（番号法第 9 条第 2 項）

### (2) 団体内他機関連携

同一地方公共団体内の他の執行機関との間（市長部局と教育委員会間）での特定個人情報の提供について、条例で規定する必要があります。（番号法第 19 条第 9 号）

### (3) 独自利用

番号法別表に定めのない事務の処理に関して個人情報を効率的に検索し、管理するために必要な限度で個人番号を利用するためには、条例で利用事務を定める必要があります。（番号法第 9 条第 2 項）

## 2 条例において使用する用語

(1) 個人番号                   番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいいます。

(2) 特定個人情報           番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいいます。

## 3 条例で規定する主な内容

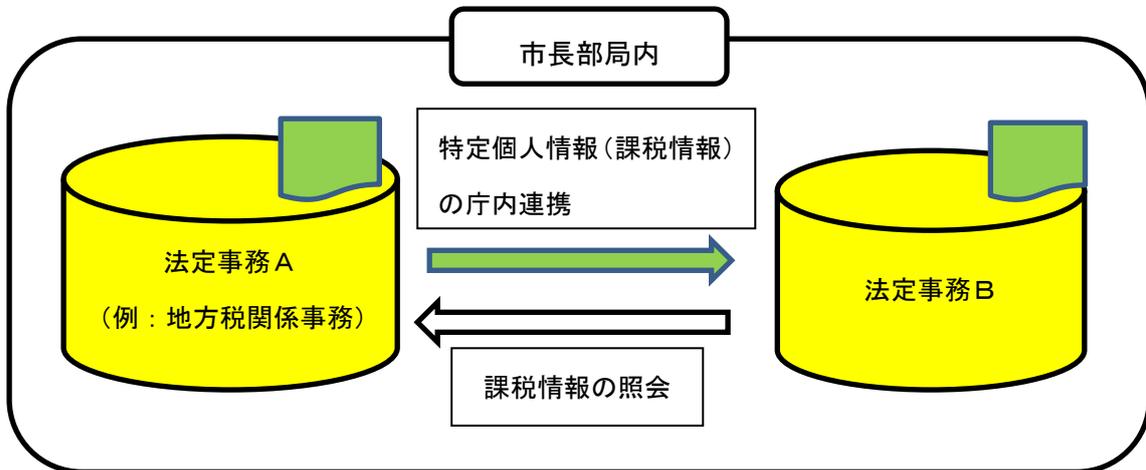
(仮称)西東京市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で規定する主な内容は、次のとおりです。

### (1) 庁内連携に関する規定

同一執行機関内（市長部局内）において、番号法別表に掲げる複数の事務の間で特

定個人情報を移転（庁内連携）することにより利用することを規定します。

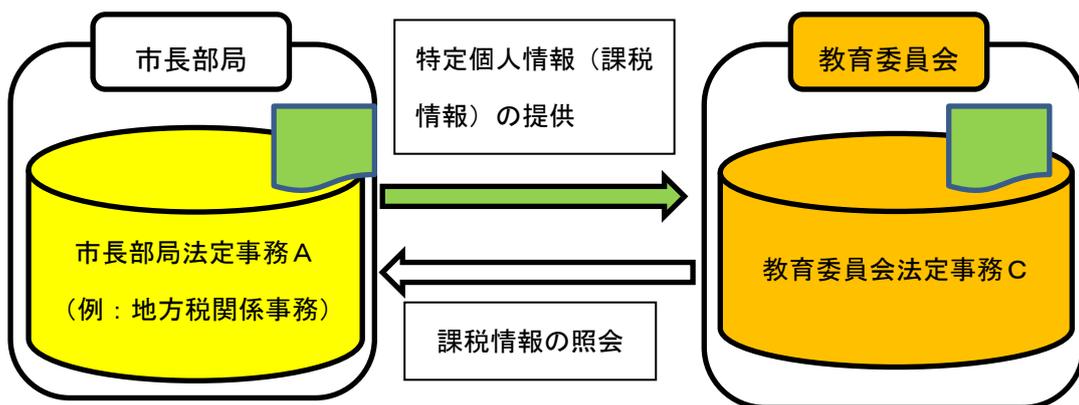
【イメージ】



(2) 団体内他機関連携（同一地方公共団体内の他の機関への提供）に関する規定

同一地方公共団体内の他の機関との間（市長部局と教育委員会間）での特定個人情報の提供を規定します。

【イメージ】



(3) 独自利用事務に関する規定

ア 独自利用

番号法では、社会保障・税・防災に関する事務であって条例で定めるものの処理に関して、個人情報を効率的に検索・管理するために必要な限度で個人番号を利用

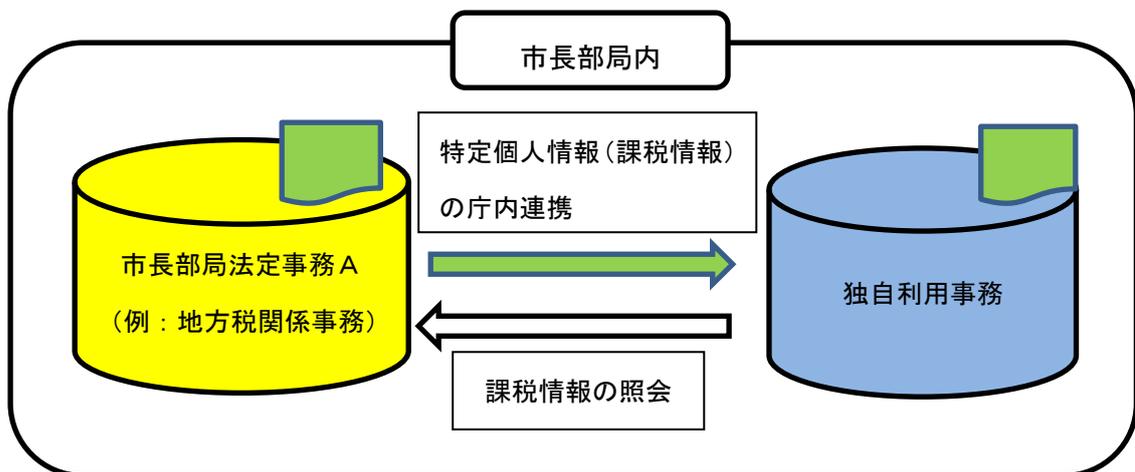
することができることが定められています（独自利用事務）。この独自利用事務について規定します。

なお、市で独自に個人番号を利用する事務については、法定の「特定個人情報保護委員会」から示された独自利用事務の事例（別紙『情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）の事例等について』）等を参考に検討を行っています。

#### イ 独自利用事務の庁内連携

番号法別表事務と独自利用事務との間の庁内連携を規定します。

【イメージ】



## 4 条例に盛り込む主要内容

### (1) 趣旨

番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとします。

### (2) 定義

個人番号、特定個人情報等の条例で用いる用語の定義を定めます。

### (3) 市の責務

市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保す

るために必要な措置を講じることとします。

(4) 個人番号の利用範囲

ア 個人番号の独自利用を行う事務を規定します。(条例別表第1)

イ 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携を規定します。番号法別表第2に規定されている事務以外の庁内連携を個別に別表へ規定します。(条例別表第2)

ウ 庁内における番号法別表に定められた事務間での特定個人情報の連携(庁内連携)を行うことができることを包括して規定します。

(5) 特定個人情報の提供

同一地方公共団体内の他の機関との間での特定個人情報の提供について規定します(条例別表第3)

(6) 規則への委任

この条例の施行に際して必要な事項は規則で別に定める旨規定します。

(7) 施行日

この条例の施行日は、番号法附則第1条第4号に規定されている施行日(平成28年1月1日)からとする旨、規定します。

【条例別表のイメージ(平成26年6月「平成26年度社会保障・税番号制度担当者説明会」資料(国説明会資料)から抜粋作成)】

条例別表第1

機関	事務
1 市長	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

条例別表第2

機関	事務	特定個人情報
1 市長	〇〇費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

条例別表第3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

## 5 条例制定及びマイナンバー制度導入のスケジュール

平成 27 年 11 月 (仮称) 西東京市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議会に上程

平成 28 年 1 月 個人番号カードの発行開始、個人番号の利用開始

平成 29 年 7 月 地方公共団体間での個人番号を用いた情報連携開始

### <参考 番号法参照条文>

(利用範囲)

第9条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度

で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3から5まで 略

（特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(1)から(8)まで 略

(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(10)から(14)まで 略